

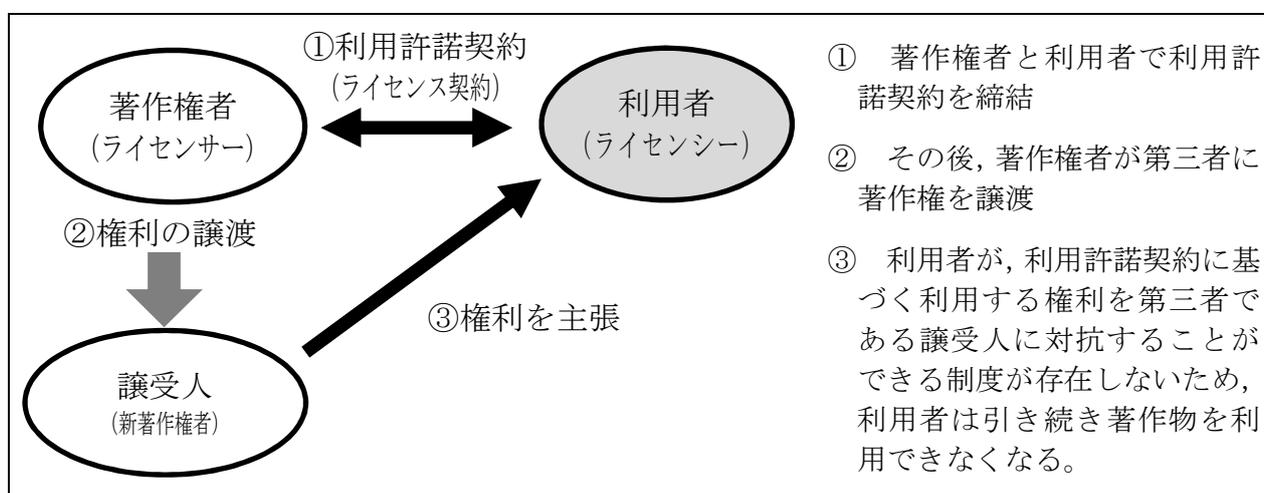
著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入に関する 問題の所在と検討事項

1. 問題の所在

現行著作権法では、著作物の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンシー）は、著作権が第三者に譲渡された場合、著作権の譲受人に対し、当該利用許諾に係る著作物を利用する権利を対抗する手段がない。

また、利用許諾に係る著作物を利用する権利を対抗する手段がないため、著作権者（ライセンサー）が破産・倒産し、破産手続等の開始時にライセンス契約が双方未履行の場合には、ライセンシーは破産管財人等から契約を解除されるおそれがある。

そのため、現在の法制度では、上述のような場合において、ライセンシーは、ライセンスの対象となる著作物の利用継続ができなくなり、当該ライセンスを前提とした事業を中止せざるを得なくなるなど、ライセンシーの地位は不安定な状況下にあると考えられている。



本検討課題の検討に当たっては、便宜上、典型的な例であると考えられる「著作権者と利用者との間で著作物についての利用許諾契約が締結されている状況において、著作権者が第三者に対して当該著作物に係る著作権を譲渡したという事例」を念頭に置いて検討を行うこととする¹（上図参照）。

¹ 本検討課題の対象となる利用許諾としては、著作物の利用許諾以外に実演等の利用許諾も想定され、また、第三者となる者としては著作権の譲受人以外にも出版権者等も想定される。

2. 検討事項

著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度に関する具体的な制度設計を検討するにあたっては、調査研究における整理を踏まえ、以下の3つの検討事項を順次検討することとする。

なお、検討事項2及び検討事項3の検討に当たっては、検討事項1における検討結果を踏まえた制度設計を前提とすることとするが、各検討事項は相互に影響する性質を有するため、必要に応じて検討事項1における検討結果の見直しを行うことも考えられる。

【検討事項1：著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度導入の許容性及び在り方について】

著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度導入の必要性を確認した上で、民法法理との整合性、制度の導入が契約実務に与え得る影響、他の知的財産権法との整合性等を考慮しつつ、対抗制度導入の許容性及び対抗力付与の在り方について検討を行う。

【検討事項2：著作物の利用許諾に係る権利の対抗に伴うライセンス契約に係る契約承継の在り方について】

著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度の制度設計に当たっては、著作物の利用許諾に係る権利の対抗に伴ってライセンス契約が承継されるとの制度も考え得るため、民法法理との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、他の知的財産権法との整合性等を考慮しつつ、著作物の利用許諾に係る権利の対抗に伴うライセンス契約に係る契約承継の在り方について検討を行う。

【検討事項3：著作権分野における他の制度等との関係について】

著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度の制度設計に当たっては、制度の導入に伴う著作権等管理事業、出版権制度、サブライセンスといった著作権分野における他の制度等に与え得る影響も考慮する必要がある。そのため、著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度と著作権分野における他の制度等との関係性について検討を行う。